那須塩原市環境影響評価条例

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　環境影響評価等技術指針（第６条）
第３章　計画段階配慮の手続等
　第１節　計画段階環境配慮書（第７条―第１２条）
　第２節　事業計画の検討（第１３条）
第４章　環境影響評価の手続等
　第１節　環境影響評価方法書（第１４条―第１８条）
　第２節　環境影響評価の実施（第１９条）
　第３節　環境影響評価準備書（第２０条―第２７条）
　第４節　環境影響評価書（第２８条・第２９条）
　第５節　対象事業の実施（第３０条―第３２条）
第５章　事後調査の手続等（第３３条―第３７条）
第６章　対象事業の内容の変更等（第３８条―第４０条）
第７章　対象事業に該当しない事業に対する措置（第４１条）
第８章　那須塩原市環境影響評価審議会（第４２条）
第９章　雑則（第４３条―第５１条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、那須塩原市環境基本条例（平成１７年那須塩原市条例第１４６号）第１４条の理念にのっとり、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業の実施に当たり、あらかじめ、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査その他必要な事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について本市における地域特性に合わせた適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　環境影響評価　事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。）について、あらかじめ、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

⑵　対象事業　次に掲げる事業の種類に該当するもので、環境に影響を及ぼすおそれのある事業として規則で定めるもの（環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第２条第４項の対象事業及び栃木県環境影響評価条例（平成１１年栃木県条例第２号）第２条第２項の対象事業を除く。）をいう。

ア　太陽光発電所（電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第１８号の電気工作物であって、太陽光による発電に必要なものをいう。）の設置又は変更

イ　廃棄物最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条第１項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第５条第２項に規定する一般廃棄物の最終処

分場又は同法第１５条第１項及び同令第７条第１４号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。）の設置又は変更

⑶　事業者　対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託による対象事業にあっては、当該事業を委託し、又は委託しようとする者）をいう。

⑷　計画段階配慮　対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業の実施が想定される区域（以下「実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）について検討し、当該計画に反映させることをいう。

⑸　事後調査　対象事業の着手後において、当該事業による環境への影響を把握するために行う調査をいう。

（市の責務）

第３条　市は、この条例に規定する環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう、事業者に対し、指導、助言及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、この条例に規定する環境影響評価その他の手続を適正かつ誠実に行い、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、この条例に規定する環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう、当該手続の実施に協力するよう努めるものとする。

第２章　環境影響評価等技術指針

（環境影響評価等に係る技術指針の策定）

第６条　市長は、環境影響評価の項目、当該項目に係る調査、予測、評価の手法の選定その他必要と認められる技術的な事項に関する指針（以下「技術指針」という。）を策定しなければならない。

２　市長は、必要と認めるときは、技術指針を改定するものとする。

３　市長は、技術指針を策定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ、第４２条第１項の審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、技術指針を策定し、又は改定したときは、これを公表しなければならない。

第３章　計画段階配慮の手続等

第１節　計画段階環境配慮書

（配慮書の作成等）

第７条　事業者は、技術指針で定めるところにより、計画段階配慮を行わなければならない。

２　事業者は、前項の計画段階配慮を行った後、その結果に係る次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

⑴　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑵　対象事業の名称、目的及び内容

⑶　実施想定区域及びその周辺地域の概況

⑷　対象事業に係る計画について、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

⑸　環境の保全の見地から配慮した内容

３　事業者は、配慮書に次に掲げるものを添付するものとする。

⑴　配慮書の内容を要約した書類（以下「配慮書要約書」という。）

⑵　配慮書及び配慮書要約書の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、市長が形式及び方式を定めたもの

（配慮書の公告及び縦覧）

第８条　市長は、配慮書の提出があったときは、規則で定める事項を公告するものとする。この場合において、配慮書及び配慮書要約書の写しを当該公告の日から起算して３０日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（配慮書の周知）

第９条　事業者は、前条の期間内に、実施想定区域又はその周辺地域において、配慮書の内容を周知させるための説明会（以下「配慮書説明会」という。）を開催

しなければならない。ただし、当該地域に配慮書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

２　事業者は、配慮書説明会を開催するときは、予定する日時、場所その他規則で定める事項を記載した書類を市長に提出するとともに、開催の日の７日前までに、実施想定区域及びその周辺地域の住民に対し、配慮書説明会の開催について周知させなければならない。

３　事業者は、天災その他の事業者の責に帰すことができない事由により配慮書説明会を開催することができないと市長が認める場合には、配慮書説明会を開催することを要しない。この場合において、実施想定区域及びその周辺地域の住民に対し、配慮書要約書の提供その他の方法により、配慮書の内容を周知させるために必要な措置を講じなければならない。

４　事業者は、配慮書説明会を開催したとき、又は前項後段の措置を講じたときは、速やかに、その状況を記載した書類を作成し、市長に提出しなければならない。

第１０条　事業者は、前条第１項前段の規定による配慮書説明会の開催のほか、第８条の期間内に、実施想定区域及びその周辺地域の住民に対し、規則で定めるところにより、当該配慮書の内容について周知させなければならない。

（配慮書についての意見の提出等）

第１１条　配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第８条の期間内に、規則で定めるところにより、当該意見を書面により市長に提出することができる。

２　市長は、前項の意見の提出を受けたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

（配慮書についての市長の意見等）

第１２条　市長は、第８条の公告の日から起算して規則で定める期間内に、前条第１項の意見に配意して、配慮書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「配慮意見書」という。）を作成し、事業者に送付するものとする。

２　市長は、配慮意見書の作成に当たっては、事業者に対し、前条第１項の意見についての見解又は必要な資料の提出を求めることができる。

３　市長は、配慮意見書の作成に当たっては、必要に応じて、第４２条第１項の審議会の意見を聴くものとする。

４　市長は、配慮意見書を作成したときは、規則で定める事項を公告するものとする。この場合において、その写しを当該公告の日から起算して１５日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第２節　事業計画の検討

（事業計画の検討）

第１３条　事業者は、配慮意見書の送付を受けたときは、その意見を勘案するとともに、第１１条第１項の意見に配意して、配慮書の内容及び対象事業に係る計画について検討を加えなければならない。

第４章　環境影響評価の手続等

第１節　環境影響評価方法書

（方法書の作成等）

第１４条　事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

⑴　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑵　対象事業の名称、目的及び内容

⑶　対象事業の実施を予定する場所（以下「実施予定地」という。）及びその周辺地域の概況

⑷　第１１条第１項の意見の概要

⑸　配慮意見書に記載された市長の意見

⑹　前２号の意見についての事業者の見解

⑺　環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

⑻　環境の保全の見地から配慮した内容

２　事業者は、方法書に次に掲げるものを添付するものとする。

⑴　方法書の内容を要約した書類（以下「方法書要約書」という。）

⑵　方法書及び方法書要約書の電磁的記録であって、市長が形式及び方式を定めたもの

（方法書の公告及び縦覧）

第１５条　市長は、方法書の提出があったときは、規則で定める事項を公告するものとする。この場合において、方法書及び方法書要約書の写しを当該公告の日から起算して４５日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（方法書の周知）

第１６条　事業者は、前条の期間内に、実施予定地及びその周辺地域の住民に対し、規則で定めるところにより、方法書の内容について周知させなければならない。

（方法書についての意見の提出等）

第１７条　方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第１５条の期間内に、規則で定めるところにより、当該意見を書面により市長に提出することができる。

２　市長は、前項の意見の提出を受けたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

（方法書についての市長の意見等）

第１８条　市長は、第１５条の公告の日から起算して規則で定める期間内に、前条第１項の意見に配意して、方法書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「方法意見書」という。）を作成し、事業者に送付するものとする。

２　市長は、方法意見書の作成に当たっては、事業者に対し、前条第１項の意見についての見解又は必要な資料の提出を求めることができる。

３　市長は、方法意見書の作成に当たっては、必要に応じて、第４２条第１項の審議会の意見を聴くものとする。

４　市長は、方法意見書を作成したときは、規則で定める事項を公告するものとする。この場合において、その写しを当該公告の日から起算して１５日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第２節　環境影響評価の実施

（環境影響評価の項目等の選定及び実施）

第１９条　事業者は、方法意見書の送付を受けたときは、その意見を勘案するとともに、第１７条第１項の意見に配意して、第１４条第１項第７号に掲げる事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

２　事業者は、前項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第３節　環境影響評価準備書

（準備書の作成等）

第２０条　事業者は、前条第２項の環境影響評価を行ったときは、その結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

⑴　第１４条第１項第１号から第６号まで及び第８号に掲げる事項

⑵　第１７条第１項の意見の概要

⑶　方法意見書に記載された市長の意見

⑷　前２号の意見についての事業者の見解

⑸　環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

⑹　環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ　環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ　対象事業による環境影響の総合的な評価

⑺　事後調査に関する事項

⑻　環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑼　その他市長が指示する事項

２　事業者は、準備書に次に掲げるものを添付するものとする。

⑴　準備書の内容を要約した書類（以下「準備書要約書」という。）

⑵　準備書及び準備書要約書の電磁的記録であって、市長が形式及び方式を定めたもの

（準備書の公告及び縦覧）

第２１条　市長は、準備書の提出を受けたときは、速やかに、対象事業に係る環境影響を受けるおそれがある地域として準備書の内容について周知を図る必要がある地域（以下「関係地域」という。）を定め、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定める事項及び関係地域の範囲を公告し、準備書及び準備書要約書の写しを当該公告の日から起算して４５日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

２　市長は、前項の関係地域を定めるに当たっては、環境影響評価の結果を勘案し、事業者と協議するものとする。

（準備書の周知）

第２２条　事業者は、前条第１項の期間内に、関係地域内において、準備書の内容を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

２　事業者は、準備書説明会を開催するときは、開催の日の７日前までに、規則で定める事項を記載した書類を市長に提出するとともに、関係地域の住民に対し、周知させなければならない。

３　事業者は、天災その他の事業者の責に帰すことができない事由により準備書説明会を開催することができないと市長が認める場合には、準備書説明会を開催することを要しない。この場合において、関係地域の住民に対し、準備書要約書の提供その他の方法により、準備書の内容を周知させるために必要な措置を講じなければならない。

４　事業者は、準備書説明会を開催したとき、又は前項後段の措置を講じたときは、速やかに、その状況を記載した書類を作成し、市長に提出しなければならない。

第２３条　事業者は、前条第１項前段の規定による準備書説明会の開催のほか、第２１条第１項の期間内に、関係地域の住民に対し、規則で定めるところにより、当該準備書の内容について周知させなければならない。

（準備書についての意見の提出等）

第２４条　準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第２１条第１項の期間内に、規則で定めるところにより、当該意見を書面により市長に提出することができる。

２　市長は、前項の意見の提出を受けたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

（準備書見解書の作成等）

第２５条　事業者は、前条第２項の規定により意見が送付されたときは、その内容を整理し、次に掲げる事項を記載した書類（以下「準備書見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

⑴　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑵　対象事業の名称

⑶　前条第１項の意見の概要

⑷　前号の意見についての事業者の見解

⑸　その他市長が指示する事項

２　事業者は、準備書見解書にその電磁的記録であって、市長が形式及び方式を定めたものを添付するものとする。

３　市長は、準備書見解書の提出を受けたときは、規則で定める事項を公告するものとする。この場合において、その写しを当該公告の日から起算して３０日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（公聴会の開催等）

第２６条　市長は、準備書見解書の提出を受けたときは、準備書見解書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会（以下単に「公聴会」という。）を、前条第３項の期間の経過後、速やかに開催するものとする。ただし、第３項の規定による陳述の申出がないときその他市長が公聴会を開催する必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催の日の４５日前までに規則で定める事項を公告するものとする。

３　公聴会において意見の陳述をしようとする者は、前項の規定による公告の日から起算して３０日以内に、規則で定めるところにより、その氏名、住所、その意見の要旨その他必要な事項を記載した書面を市長に提出することにより申し出なければならない。

４　事業者又はその代理人は、公聴会に出席し、公聴会において陳述された意見についての見解を述べることができる。

５　市長は、第４２条第１項の審議会の委員に対し、公聴会への出席を求めることができる。

６　市長は、公聴会を開催したときは、規則で定めるところにより、その結果を記載した書類を作成し、事業者に送付するものとする。

（審査書の作成等）

第２７条　市長は、前条第２項の規定による公告の日（第２４条第１項の意見の提出がないときは、第２１条第１項の公告の日）から起算して規則で定める期間内に、第２４条第１項の意見、準備書見解書及び公聴会の結果に配意して、準備書について技術指針で定めるところにより、環境の保全の見地から審査を行い、環境影響評価審査書（以下「審査書」という。）を作成し、事業者に送付するものとする。

２　市長は、審査書の作成に当たっては、第４２条第１項の審議会の意見を聴くものとする。

３　市長は、審査書を作成したときは、その旨を公告するものとする。この場合において、その写しを当該公告の日から起算して１５日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第４節　環境影響評価書

（評価書の作成等）

第２８条　事業者は、審査書の送付を受けたときは、その意見を尊重し、第２４条第１項の意見及び公聴会の結果に配意して、準備書の記載事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

⑴　第２０条第１項各号に掲げる事項

⑵　第２４条第１項の意見の概要

⑶　第２６条第４項の意見の概要

⑷　前２号の意見についての事業者の見解

⑸　審査書に記載された市長の意見

⑹　審査書に基づき準備書の内容を変更するときは、その内容（準備書の内容を変更しないときは、その理由）

⑺　その他市長が指示する事項

２　事業者は、評価書に次に掲げるものを添付するものとする。

⑴　評価書の内容を要約した書類（以下「評価書要約書」という。）

⑵　評価書及び評価書要約書の電磁的記録であって、市長が形式及び方式を定めたもの

（評価書の公告及び縦覧）

第２９条　市長は、評価書の提出を受けたときは、規則で定める事項を公告するものとする。この場合において、評価書及び評価書要約書の写しを当該公告の日から起算して３０日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第５節　対象事業の実施

（対象事業の実施の制限）

第３０条　事業者は、前条の規定による公告が行われるまでは、対象事業を実施してはならない。

（事業者の環境保全の配慮）

第３１条　事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして対象事業を実施しなければならない。

（工事の着手及び完了の届出）

第３２条　事業者は、対象事業に係る工事に着手するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

２　事業者は、対象事業に係る工事の全部を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第５章　事後調査の手続等

（事後調査の実施等）

第３３条　事業者は、評価書に記載されているところにより、事後調査を行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、事業者は、事業者以外の者に事後調査を行わせることができる。この場合において、事業者以外の者が行った事後調査は、事業者が行ったものとみなす。

３　事業者は、事後調査により環境の保全の見地から必要があるときは、適切な措置を講じなければならない。

（事後調査報告書の作成等）

第３４条　事業者は、事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

⑴　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑵　対象事業の名称

⑶　事後調査の項目及び手法

⑷　事後調査を行った時期及び期間

⑸　事後調査の結果

⑹　前条第３項の規定により環境の保全のための措置を講じたときは、その内容

⑺　その他市長が指示する事項

２　事業者は、事後調査報告書にその電磁的記録であって、市長が形式及び方式を定めたものを添付するものとする。

（事後調査報告書の公告及び縦覧）

第３５条　市長は、事後調査報告書の提出を受けたときは、事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定める事項を公告するもの

とする。この場合において、その写しを当該公告の日から起算して３０日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（事後調査報告書についての意見の提出等）

第３６条　事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の期間内に、規則で定めるところにより、当該意見を書面により市長に提出することができる。

２　市長は、前項の意見の提出を受けたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

（事後調査に係る市長の措置）

第３７条　市長は、事後調査の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な指導を行い、又は資料の提出を求めることができる。

２　市長は、事後調査報告書の提出を受けたときは、必要に応じて、第４２条第１項の審議会の意見を聴くものとする。

３　市長は、前条第１項の意見に配意し、及び前項の意見を勘案し、対象事業による環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずるように求めることができる。

第６章　対象事業の内容の変更等

（事業内容の変更の場合の環境影響評価、事後調査その他の手続）

第３８条　事業者は、第１５条の規定による公告が行われてから第３５条の規定による公告が行われるまでの間に、第１４条第１項第２号に掲げる事項のうち、対象事業の目的及び内容を変更しようとする場合において、当該変更後の内容が対象事業に該当するときは、当該変更について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微な変更に該当する場合は、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該変更後の事業について第１４条から第２８条までの規定による環境影響評価、第３３条から第３５条までの規定による事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要がある

と判断したときは、当該届出の日から規則で定める期間内に、当該変更後の事業を行う事業者にその旨を通知するものとする。

３　前項の規定による通知を受けた事業者は、第１４条から第２８条まで及び第３３条から第３５条までの規定による手続の全部又は一部を再度行わなければならない。

４　市長は、第２項の規定による判断をする場合において、あらかじめ、第４２条第１項の審議会の意見を聴くものとする。

５　第３０条の規定は、第３項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととなった事業者について準用する。この場合において、同条中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（環境の状況の変化等による環境影響評価等その他の手続の再実施）

第３９条　市長は、第２９条の規定による公告が行われてから第３５条の規定による公告が行われるまでの間に、実施予定地、その周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第２０条第１項第５号又は第６号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該事業者に対し、再度第１４条から第２８条まで、第３３条及び第３４条又は第１９条から第２８条まで、第３３条及び第３４条の規定による手続を行うよう求めることができる。

２　第３０条、前条及び次条の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第３０条中「公告」とあるのは、「公告（第３９条第１項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（対象事業の廃止等）

第４０条　事業者は、第８条の規定による公告が行われてから第３５条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

⑴　対象事業を実施しないこととしたとき。

⑵　第１４条第１項第２号に掲げる事項のうち、対象事業の目的及び内容を変更した場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

⑶　対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公告するものとする。

３　第１項第３号の場合において、引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公告の日以前に引継ぎ前の事業者が行った計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続は、新たに事業者となった者が行ったものとみなす。

第７章　対象事業に該当しない事業に対する措置

（自主的な環境影響評価）

第４１条　第２条第２号アに掲げる事業の種類に該当し、対象事業に該当しない事業を実施しようとする者は、当該事業の実施に当たっては、あらかじめ、この条例の規定に準じた環境影響評価その他の手続を行うことを市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

第８章　那須塩原市環境影響評価審議会

（那須塩原市環境影響評価審議会）

第４２条　この条例の規定による環境影響評価その他の手続に関する技術的及び専門的事項について調査させ、及び審議させるため、那須塩原市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、委員１０人以内をもって組織する。

３　委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

第９章　雑則

（手続の併合）

第４３条　１又は２以上の事業者が相互に密接に関連する２以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、規則で定めるところにより、当該２以上の対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を併せて行うことができる。

（許認可等への配慮）

第４４条　市長は、対象事業の実施に係る許可、認可その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を行う場合には、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

２　市長は、対象事業の実施に係る許認可等を行う者が市長以外の者である場合には、その許認可等を行う者に当該対象事業に係る評価書の写しを送付するとともに、許認可等を行うに当たり、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

（他の地方公共団体の長との協議）

第４５条　市長は、実施想定区域、実施予定地又は関係地域に、市の区域に属さない地域が含まれるときは、当該地域における計画段階配慮、環境影響評価その他の手続に関して、当該地域を管轄する地方公共団体の長と協議するものとする。

（報告の徴収等）

第４６条　市長は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査）

第４７条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所又は対象事業の実施に係る区域に立ち入り、対象事業の実施状況を調査させることができる。

２　前項の規定により調査をする職員は、規則で定めるところによりその身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実地調査への協力要請）

第４８条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において実地に調査を行うため、当該土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めるものとする。

（勧告及び公表）

第４９条　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

⑴　この条例の規定に違反して、計画段階配慮、環境影響評価その他の手続の全部又は一部を行わないとき。

⑵　配慮書、方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書に虚偽の事項を記載して届け出たとき。

⑶　第３０条の規定に違反して対象事業を実施したとき。

⑷　第４６条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

⑸　第４７条第１項の規定による調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。

２　市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該事業者の氏名又は名称を公表することができる。

３　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者にその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

（適用除外）

第５０条　この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

⑴　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８７条の規定による災害復旧の事業又は同法第８８条第２項に規定する事業

⑵　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８４条の規定が適用される場合における同条第１項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

⑶　被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第５条第１項の被災市街地復興推進地域において実施される同項第３号に規定する事業

（委任）

第５１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第４２条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前において対象事業の実施に係る許認可等の申請その他の行為で規則で定めるものがなされている事業については、この条例の規定は、適用しない。

（那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3　那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年那須塩原市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（令和７年３月１８日条例第２１号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。